

岡崎市監査委員公告第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和4年12月27日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	中	根	武 彦
同	井	町	圭 孝

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

財務部 財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課
固定資産評価審査委員会

3 監査の実施期間

令和4年3月29日～令和4年12月27日

4 監査の対象期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項等が見受けられた。

市民税課

1 諸証明手数料等の現金出納事務について、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

(1) 現金出納簿について、現金取扱日で記載しておらず、それに伴い毎月の現金出納報告書の報告内容にも誤りがあった。

(2) 歳入の所属年度及び歳入科目を誤っているものがあった。

2 市税条例第21条に規定されている個人市民税の均等割を課さない場合の前年の合計所得金額について、同条例の規定が地方税法施行令で定める基準に準拠したものとなっていなかったため、適正な対応をされたい。

3 軽自動車税種別割の減免について、精神障がい者本人が運転する軽自動車等に係る申請に対して軽自動車税減免取扱要領の規定に基づき減免を適用していたが、市税条例に根拠となる規定がなかったため、適正な対応をされたい。

資産税課

1 熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税の減額適用について、地方税法施行令附則に規定されている対象工事費の要件を誤って認識し、適用対象外となる工事費に係る申告に対して減額を適用しているものがあったため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。

2 市税規則第13条に規定されている固定資産税の非課税適用について、固定資産の所有者からではなく、当該固定資産を借り受けている者からの申告により非課税を適用しているものがあったため、同規則に準拠した適正な処理をされたい。

納税課

納税証明書交付手数料の現金出納事務について、歳入の所属年度を誤っているものがあったため、適正な処理をされたい。